

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [就業規則](#) | [\(三\) 法令等の周知義務](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

就業規則 (三) 法令等の周知義務

労基法第106条は、法令の要旨、就業規則、各種労使協定等を掲示、備え付け、書面の交付等によって労働者へ周知することを義務付けています。

労働者への周知事項

- 労働基準法及び同法による命令等の要旨。
- 就業規則（第106条）。
- 労使協定事項。
 - 貯蓄金管理に関する協定（第18条）。
 - 購買代金等の資金控除に関する協定（第24条）。
 - 一ヶ月単位の変形労働時間制に関する協定（第32条の2）。
 - フレックスタイム制に関する協定（第32条の3）。
 - 一年単位の変形労働時間制に関する協定（第32条の4）。
 - 一週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定（第32条の5）。
 - 一斉休憩の適用除外に関する協定（第34条）。
 - 時間外労働、休日労働に関する協定（第36条）。
 - 事業場外労働に関する協定
 - 裁量労働に関する協定（第38条の3）。
 - 年次有給休暇の計画的付与に関する協定（第39条）。
 - 年次有給休暇取得日の賃金を健康保険の標準報酬日額で支払う制度に関する協定（第39条）。
- 企画業務型裁量労働制にかかる労使委員会の決議内容（第38条の4）。

なお、周知方法は、次のいずれかによるとしています。

- 常時各作業場の見やすいところに掲示、備え付ける。
- 書面で交付する。
- 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準じる物に記載し、かつ、各作業場に労働者が該当記録の内容を常時確認できる機器を設置する。

労働法は労働条件や働き方のポイントとなる規定について周知義務を課しています。これは、労働者が知らないとその制度が機能しないということもありますが、労働の分野における知る権利を具体化したもので、これを通して、労働者が主体的に係わり、良否の判断を行う。人間としての対等性が基盤となっているからだと考えます。したがって、「使用者は、いかに職員に周知させるか」ということが重要となります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.